表3 社内体制の整備

- (1) (内部管理態勢に関する事項)
 - ア 内部管理態勢の確立整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付けていること。
 - イ 内部監査の目的を適切に設定していること。
 - ウ 内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められていること。
 - エ 内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなどの適切な措置が講じられていること。
 - オ 反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除していくことを決定した基本方 針を社内外に宣言するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による 被害の防止を明確に位置付けていること。
 - カ 内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められていること。
- (2) (法令等遵守(コンプライアンス)に関する事項)
 - ア 法令等遵守の責任部署が明確化されていること。
 - イ 法令等遵守に係る基本的な方針が定められていること。
 - ウ 具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)が定められていること。
 - エ 行動規範(倫理規定、コンプライアンス・マニュアル等)が定められていること。
- (3) (本人確認に関する事項)
 - ア 本人確認の責任部署が明確化されていること。
 - イ 顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性及び妥 当性を確認する手続が定められていること。
 - ウ 顧客に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続が定められている こと。
- (4) | (疑わしい取引の届出に関する事項)
 - ア 疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されていること。
 - イ 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、責任部署において、速やかに当局に届出 を行う手続が定められていること。
 - ウ 本人確認の調査と疑わしい取引の届出の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められていること。
- (5) (反社会的勢力による被害の防止に関する事項)
 - ア 反社会的勢力への対応の責任部署が明確化されていること。
 - イ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有して しまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を 解消できるよう取り組むことが定められていること。
 - ウ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の責任部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が定められていること。
 - エ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることな く経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしていること。
- (6) (顧客説明態勢に関する事項)
 - ア 契約に係る顧客説明の責任部署が明確化されていること。
 - イ 顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準が 定められていること。

- ウ 契約に係る顧客説明を行った際の状況を事後検証できる措置が定められていること。
- (7) (相談及び苦情への対応態勢に関する事項)
 - ア 苦情対応の責任部署が明確化されていること。
 - イ 法令及び業界団体の自主規制規則等を踏まえ、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・ 処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等処理手続が定め られていること。
 - ウ 役職員が社内規則等に基づき、苦情等への対応を適切に行うよう、社内研修等により周知 徹底を図っていること。
 - エ 機構業務に関して苦情が発生した場合には、機構に報告を行える体制となっていること。
- (8) (顧客情報管理態勢に関する事項)
 - ア 顧客に関する情報管理の責任部署が明確化されていること。
 - イ 法令及び業界団体の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客に関する情報管理のための方法 及び組織体制の確立等が具体的に定められていること。
 - ウ 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いが定められていること。
 - エ 情報漏えい等が発生した場合は、その原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じること としていること。
 - オ 顧客に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、 その実施状況を把握・検証していること。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直し を行うなど、顧客に関する情報管理の実効性が確保されていること。
- (9) (外部委託管理態勢に関する事項)
 - ア 事務委託先の管理を行う責任部署が明確化されていること。
 - イ 事務委託先の法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど適切な措置をとる態 勢が定められていること。
 - ウ 事務委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、事務 委託先において顧客に関する情報管理が適切に行われていることを確認していること。
 - エ 事務委託先が再委託又は再々委託を行った場合には、事務委託先が当該再委託等を行った 事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認していること。
- (10) (システムリスク管理に関する事項)
 - ア 全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されていること。
 - イ 情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティ管理態勢を整備し、PDCAサイクル による継続的な改善を図っていること。
 - ウ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタ リングし、管理態勢を継続的に見直していること。
 - エ サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定 等、必要な態勢を整備していること。
 - オ システム部門から独立した内部監査部門又は外部監査人が、定期的にシステム監査を行うこととしていること。
- (11) (不祥事件に関する事項)
 - ア 不祥事件対応の責任部署が明確化されていること。
 - イ 不祥事件が発覚した場合の対応が定められていること。
 - ウ 機構業務に関して不祥事件が発生した場合には、機構に報告を行える体制となっていること。